

長野工業高等専門学校情報セキュリティ管理委員会規則

最終改正 令和4年11月24日

(趣旨)

第1条 この規則は、長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）内部組織規則第16条第2項及び本校サイバーセキュリティ管理規則第6条第6項の規定に基づき、情報セキュリティ管理委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- 一 情報セキュリティ関連実施規則・実施手順に関すること。
- 二 情報セキュリティ教育・リスク管理・非常時行動計画等に関すること。
- 三 実施状況の調査，それに基づく見直しに関すること。
- 四 例外措置の許可権限者の選任に関すること。
- 五 その他情報セキュリティの管理一般に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 情報セキュリティ責任者
- 二 情報セキュリティ副責任者
- 三 情報セキュリティ推進責任者
- 四 情報セキュリティ管理者
- 五 その他情報セキュリティ責任者が必要と認める者

2 前項第二号に規定する情報セキュリティ副責任者のうち、副校長については、総務主事をもって充てる。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、情報セキュリティ責任者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めたときは、第3条に規定する委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則の定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年9月16日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月4日 一部改正）

この規則は、令和4年7月4日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和4年11月24日 一部改正）

この規則は、令和4年11月24日から施行する。